別添

陸前高田市高田地区令和元年度街区点等杭打ちその他測量業務
特記仕様書

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本業務は、陸前高田市高田地区の震災復興事業における宅地造成に伴う街区確定測量(街区点杭打ち)及び画地確定測量(杭打ち)等を行うことを目的とする。

（作業方法）

第２条　本業務は、独立行政法人都市再生機構の定める測量作業規程及び同運用基準、測量作業共通仕様書（平成 29 年 8 月版）並びに本特記仕様書に基づき実施するものとする。

（測量範囲）

第３条　本業務に係る測量範囲は、別添「位置図」のとおりとする。

（作業計画）

第４条　本業務の実施に当たっては、あらかじめ作業計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。

また、細部の計画についても作業着手前に監督員と充分協議を行い、承諾を得た後に実施するものとする。

（誤謬等）

第５条　本業務の成果の引渡し後といえども、成果品に誤謬等が発見された場合には、受注者の責任において、速やかに修正及び補正を行うものとする。

（疑　義）

第６条　本特記仕様書等に疑義が生じた場合又は業務上必要な事項で定めのない事項については、監督員と協議を行うものとする。

第２章　作業内容

（作業内容）

第７条　本業務の作業内容は、次のとおりとする。

基準点測量

(1) ４級基準点測量（都市近郊・丘陵地、伐採なし、永久標識設置なし）　１２０点

作業計画、選点、観測、計算整理

確定測量

(2) 街区確定測量（街区点杭打ち）（木杭）　３０点

計画準備、測設の計算、杭打図の作成、現地測設、街区点間距離確認測量、点検整理

(3) 街区確定測量（街区点杭打ち）（コンクリート杭設置、根巻あり）　２７０点

計画準備、測設の計算、杭打図の作成、現地測設、街区点間距離確認測量、埋標、点検整理

(4) 街区確定測量（街区点杭打ち）（プレート設置）　４３０点

計画準備、測設の計算、杭打図の作成、現地測設、街区点間距離確認測量、埋標、点検整理

(5) 画地確定測量（杭打ち）（コンクリート杭設置、根巻あり）　１６０点
計画準備、測設の計算、現地測設、画地点間距離確認測量、埋標、点検整理
(6) 画地確定測量（杭打ち）（プレート設置）　１００点
計画準備、測設の計算、現地測設、画地点間距離確認測量、埋標、点検整理
(7) 面積確定測量（一筆単位が小さい場合）　６９０点
計画準備、境界点の測定、座標計算、面積計算、分割用地平面図作成、
成果の作成、点検整理
(8) 面積確定測量（一筆単位が小さい場合）（仮換地境界点の座標値資料作成）　１０４画地
(7)により計算した仮換地境界点の座標値に基づき、仮換地毎に座標値及び
平面図を取り纏める。

（打合せ）

第８条　本業務における打合せ回数は、作業着手時、中間時、成果納入時を標準とする。

２　各打合せは、必ず記録し、監督員の確認を要する。
また、様式については監督員の指示によるものとする。

（履行期間）

第９条　本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和２年８月 31 日までとする。

第３章　成果品

（成果品）

第１０条　本業務における成果品は、次のとおりとする。

成果品は、別途指示する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

	提出成果	摘　要
４級基準点測量	(1) 観測手簿 (2) 観測記簿 (3) 計算簿 (4) 平均図 (5) 基準点成果表 (6) 基準点網図 (7) 精度管理表 (8) 品質評価表 (9) 測量標の地上写真 (10)成果数値データ (11)点検測量簿 (12)メタデータ (13)その他資料	2 部 ※基準点網図は、区域に存する全ての基準点を記載し、数値現況図に描画するものとする。
街区確定測量 （街区点杭打ち）（木杭）	(1) 街区点設置計算簿 (2) 点間距離確認測量簿 (3) 杭打図 (4) 精度管理表 (5) 品質評価表 (6) メタデータ (7) その他の資料	2 部

街区確定測量 （街区点杭打ち）（コンクリート杭設置あり、根巻あり）	(1) 街区点設置計算簿 (2) 点間距離確認測量簿 (3) 杭打図 (4) 精度管理表 (5) 品質評価表 (6) メタデータ (7) 設置写真 (8) その他の資料	2 部
街区確定測量 （街区点杭打ち）（プレート設置）	(1) 街区点設置計算簿 (2) 点間距離確認測量簿 (3) 杭打図 (4) 精度管理表 (5) 品質評価表 (6) メタデータ (7) 設置写真 (8) その他の資料	2 部
画地確定測量 （杭打ち）（コンクリート杭設置あり、根巻あり）	(1) 画地点設置計算簿 (2) 画地点間等距離の点検簿 (3) 杭打図 (4) 精度管理表 (5) 品質評価表 (6) メタデータ (7) 設置写真 (8) その他の資料	2 部
画地確定測量 （杭打ち）（プレート設置）	(1) 画地点設置計算簿 (2) 画地点間等距離の点検簿 (3) 杭打図 (4) 精度管理表 (5) 品質評価表 (6) メタデータ (7) 設置写真 (8) その他の資料	2 部
面積確定測量 （1筆単位が小さい場合）	(1) 境界点成果表 (2) 境界点観測手簿 (3) 境界点計算簿（座標値、辺長、方向角、夾角） (4) 分割用地面積計算簿 (5) 分割用地平面図データファイル (6) 品質評価表 (7) メタデータ (8) その他資料	2 部
面積確定測量 （1筆単位が小さい場合）（仮換地境界点の座標値資料作成）	(1) 仮換地境界点の座標値 (2) 境界点番号図	2 部
その他	(1) 打合せ記録簿 (2) 電子データ	一式

2　それぞれの規格・仕様・部数等については、監督員と協議を行うものとする。

3　成果品の一部について、履行期間内であっても提出を求める場合がある。

4　グリーン購入法に基づく基本方針（平成 31 年２月版）の判断の基準を満たしていること。

第４章　その他

（業務カルテの作成）

第１１条　受注者は、業務請負代金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報センターにフロッピーディスク又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。

(3) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に変更データを提出しなければならない。

（業務成績表定点の通知）

第１２条　本業務は業務成績評定対象業務であり、受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第１３条　業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

２　前項により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

３　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（再委託）

第１４条　本業務における測量作業及び計算等、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定並びに成果物の作成及び照査については、再委託等（委任又は下請負）をすることはできない。（抵触する場合は、本業務の選定対象とはならない。）

２　受注者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る。）の各業務を再委託等するに当たって、発注者の承諾を要さない。

３　受注者は、前２項に規定する業務以外を再委託等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、前項に規定する業務を再委託等する場合、書面により再委託等する者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等する者に対し再委託等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

以　上
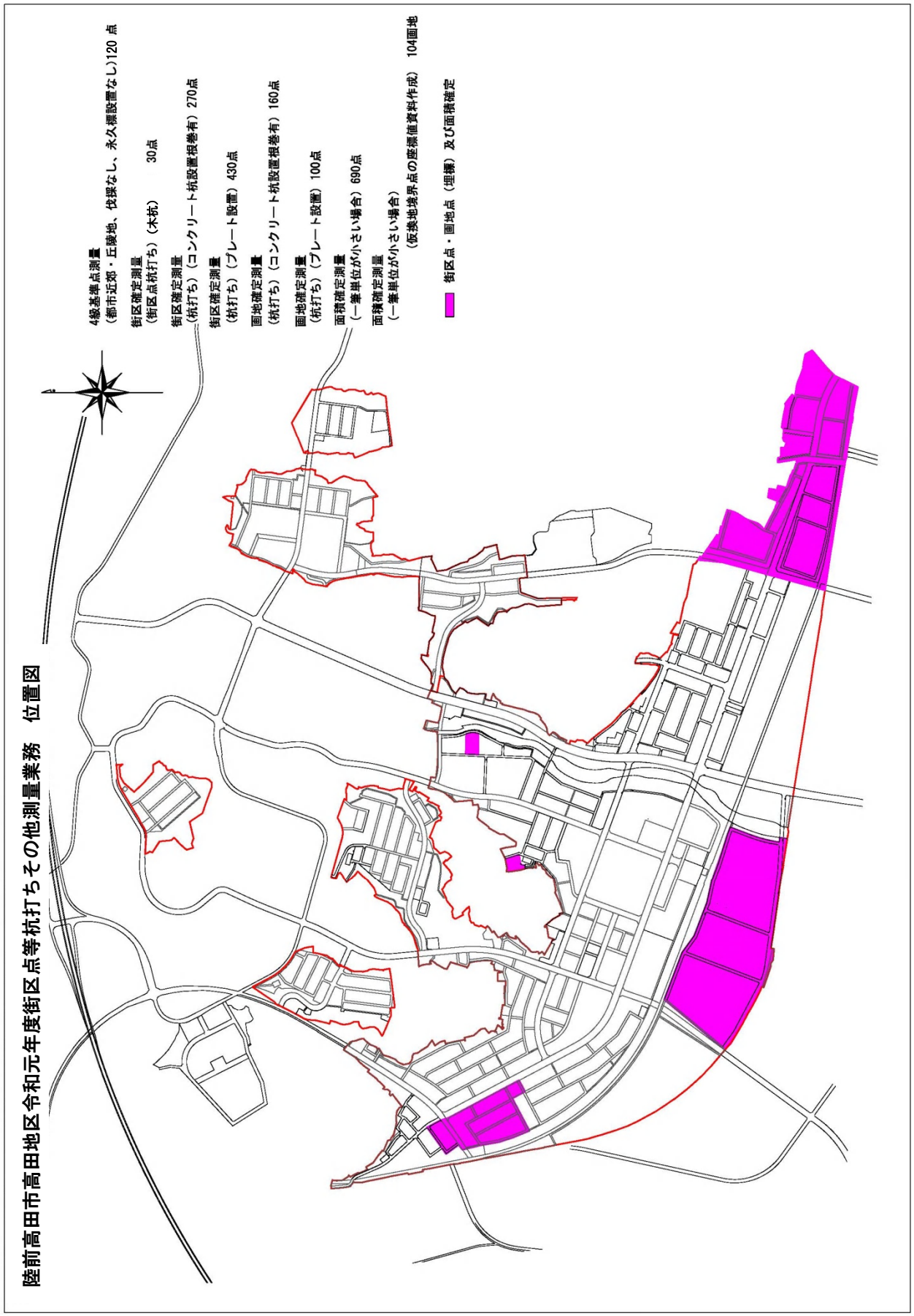
別　添　陸前高田市高田地区令和元年度街区点等杭打ちその他測量業務　位置図